

白川町の建築物工事等における木材利用方針

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定めた岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、建築物工事等において岐阜県産木材を使用した木造化・木質化を推進することにより、町民に快適な空間を提供し、併せて循環型社会の構築や林業・木材産業の振興、森林整備の促進等に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針で使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「公共施設等」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物及び工作物（外構及び町の委託により管理される建築物及び工作物を含む。）をいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増設及び改築をいう。
- (3) 「公共土木工事」とは、町が事業主体となり施工する道路、林道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物等の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、屋根等）の全て又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装等主要構造部以外に木材を使用することをいう。

(基本的な事項)

第3 町は、法第5条に規定する町の責務を踏まえ、町が行う公共建築物の整備及び公共土木工事における白川町産木材の利用に努める。白川町産木材が用意できない場合は、岐阜県産材の利用に努める。

また、町内の公共建築物以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

(公共建築物の整備における木材の利用目標)

第4 町は、公共施設等の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共施設等及びこれに付属する工作物は、原則として木造化等に努めるものとし、これ以外の施設であっても、木造化等に努めることを検討するものとする。

- (1) 建築基準法その他の法令及び施設の設置基準等により、木造化等することが困難な施設
 - (2) 施設の用途及び保安並びに維持管理等の特殊性により、木造化等することが困難な施設
 - (3) その他木造化・木質化することが困難な理由がある施設
- 2 公共建築物に導入する備品については、県産材を用いた製品を積極的に導入するものとする。
- 3 公共建築物において暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを検討する。

(木材の適切な供給の確保に関する基本的事項)

第5 建築物等における地域材の適切な供給と確保を図るため、町は関係者（森林所有者、森林組合、林業事業者等）と連携して、地域材の需要と供給に関する情報を提供する。

(PR及び普及)

第6 建築物等の管理者は、町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努める。

(コスト縮減への留意)

第7 この方針の運用にあたっては、町有施設等整備のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

附 則

この方針は、令和2年9月1日から適用する。

この方針は、令和6年3月25日から適用する。